

---

## 国籍の再検討

ソ連邦崩壊後のエストニアを事例として

**Rethinking citizenship**  
**Estonia after the Collapse of the Soviet Union**

小森 宏美\*

KOMORI Hiromi

---

This article considers citizenship policy and related issues in Estonia since the nation regained its independence. It will illustrate the great influence of the EU on the process of nationhood formation, as Union integration deepens and its political authorities address the question of citizenship.

In the first half of the 1990s the Estonian Government adopted laws aimed at the exclusion of Russian-speakers from the emerging nation-state. Nationhood during this period was based on definitions of citizenship inherited from the pre-war republic and confined to ethnic Estonians. Since, in principle, the restitution of Estonia's pre-war republic took effect in 1991, most Russian-speakers, who arrived in Estonia after June, 1940, did not receive Estonian citizenship. Hence non-citizens constituted approximately 30% of the population. However, most Russian-speaking inhabitants of Estonia remained there and the fledgling Estonian Government was thus faced with a mass of stateless residents.

The EU raised the issue as one of the most serious obstacles to Estonia's entry into the Union. Estonia's response was to begin taking measures to integrate Russian-speakers into Estonian society. Under these circumstances the government proposed the amendment of its own citizenship laws, signifying a big change in Estonian nationhood. At the same time the Estonian Government started to amend its language law in order to control the language used not only in the public sector, but also in the private sphere.

Estonian society is currently divided along lines of citizenship status and knowledge of the Estonian language. People with citizenship form the core group; Russian-speakers without citizenship or knowledge of Estonian are socially and economically marginalized. However, while Russian-speakers are still not satisfied with their situation, it has to be stressed that the rights of non-citizens have been extended, largely because Estonia seeks to meet EU standards in this respect as well.

---

\* 地域研究企画交流センター助手 Assistant Professor, JCAS

## はじめに

2002年12月のコペンハーゲン理事会において、エストニアはEU(ヨーロッパ連合)から加盟招請を受けた。加盟条約締結や国民投票実施を経て、2004年5月1日には加盟実現の見込みである。これにより、エストニアは名実ともにヨーロッパへの復帰を果たすことになる。EUへの加盟にあたっては市場経済化やEU法の採用など満たすべき多くの基準が設定されていた。加盟交渉の過程では、国籍法も議論的になった。50年間の「占領時代」\*1を経て再独立したエストニアにとって国民国家形成の根幹をなす国籍法については国内でも多くの議論がある。では、EU加盟国の国籍法はエストニアを含む加盟候補国にどのようなモデルを提供しているのだろうか。

従来、ヨーロッパ各国の国籍政策にはそれぞれの国家性や歴史的経緯による差異が見られた。例えば、国家のエスニック・アイデンティティを重視した血統主義を採用するドイツは、旧ソ連邦などからのドイツ系移民に対して緩い基準を用いることで帰還に途を開く一方、長期にわたり居住するトルコ人などガストアルバイターに対しては厳しい基準を適用してきた\*2。他方、かつての植民地から移民を受け入れてきたイギリスやフランスは、永住者の子供に生地主義を認めたり(前者)、二世代生地主義を定めたり(後者)するなど植民地遺制を反映した国籍政策を採用している。

ところが、近年、EU統合の深化とともに

に域内移動の一層の活発化が予想される中、国籍政策に加盟国間の整合性を重視した変化があらわれている。その変化は、成員資格としての国籍と実質的権利を意味する市民権とが一枚のコインの裏表であった時代が少なくともヨーロッパではいまや過去のものになりつつあることを示している。市民的権利および社会的権利は国籍の有無ではなく、むしろ居住期間に応じて認められている。すなわち、国籍保有者と同非保有者ではなく、国民および永住者と短期滞在者との違いの方が上記二つの権利にかんしては大きくなってきている。また、政治的権利についても、EU市民権の導入により、かなりの程度互恵的に認められている。ヨーロッパでは地域的・互恵的、あるいは普遍的権利として市民権が考えられるようになってきているといえる。国家と国民との契約としての国籍という制度に変化が生じ、国民であれば権利を取得し、国民でなければ取得しないというオール・オア・ナッシングの考えは市民権論において通用しなくなった[近藤 2002:30]。

こうした変化の背景には、梶田氏が指摘するように、EU条約や欧州審議会の法的拘束力もあって、外国人の権利にかんする人権レジームを無視したまま各国が独自の外国人政策を実行し続けることが困難になっているという事情がある[梶田 2001:85]。しかし梶田氏はそれよりも、結果的には国際人権レジームの受容に至ったとしても、その過程でトランスナショナルな基準のナショナルな受容が存在したことを強

\* 1 エストニア政府はソ連時代を「占領期」としているが、ロシア側はこれを認めていない。

\* 2 1999年の改正で移民二世代の帰化手続きが簡略化された。

調している [梶田 2001:91]。

しかしながら、EU の域内統合やそれともなう国籍制度の変化に抗する動きがないわけではない。「9・11」以降そうした動きは一層顕在化し、これまで比較的リベラルな移民政策を採用してきた北欧諸国でも変化が起こっている。スウェーデンは国籍取得に際し、国語であるスウェーデン語能力を問わない希有な国であるが、2002年9月の総選挙では、国籍法への言語要件の追加を要求した国民党 (Folkpartiet) が多くの支持を集めた。その前年の総選挙で移民政策が争点のひとつとなって与野党が逆転したデンマークとは異なり、スウェーデンでは移民問題や国籍問題がそれほどの力を持たなかったとはいえ、国民の関心のありかを示す出来事であった。

このような動きを理解するには国籍の持つ統合と排除の装置としての側面に着目する必要がある。国民国家という閉じた体系を内側から壊すようになった市民権に対し、国籍は閉じた共同体を守る役割を担っている。EU 内において「ポストナショナルなメンバーシップ」という側面が登場した一方で [梶田 2001:95]、「ネーションフッド」に基づく国籍観は依然として根強い。誰をネーションという共同体の構成員として認めるかはナショナルな論理によって決まるといえる考え方がその根底にはある。

この点で、1991年の独立回復の際にロシア語系住民\*<sup>3</sup>に国籍選択権を認めなかつ

たエストニアの事例は注目に値する。旧ソ連邦の構成共和国中、恒常的居住者に改めて帰化を求める国籍政策を採ったのはエストニアとラトヴィアのみである。時代や地域を限定せずとも、在日コリアンの法的地位をめぐる問題とともにまれなケースである。第二次大戦後西欧諸国では移民の流入により国籍と居住地とのずれが生じたのに対し、エストニアではこうして国家の崩壊によりそれらのずれが生じた。

本稿ではまず、エストニアの「ネーションフッド」がこのずれを解消していく中でどのように変化したか、その変化を生じさせた要因は何であったのかということを検討する。続いて、国籍の持つ統合と排除の装置としての側面に対してロシア語系住民の側がいかに適応し、あるいはその側面からどのような影響を受けているかを見るために、ロシア語系住民の国籍取得状況とそれに付随する諸問題について紹介する。

## I. 国籍制度の変遷

本章では、制度面の検討を行う。まず独立回復後の国籍剥奪過程と国籍法の変遷を見たのち、国籍政策を変化させた内的・外的要因について考察する。

本論に入る前に、国籍と市民権という混同されやすいことばについて若干説明しておく。ヨーロッパでは成員資格としての国籍と実質的権利を意味する市民権に異なる単語をあてている国がある [ハンマー

\* 3 「ロシア語系住民」の語は、ロシア語を日常的に使用するロシア人、ウクライナ人、ベラルーシ人などスラヴ系住民およびユダヤ人などをここではさす。統計等で使用される「非エストニア人」という分類は、ロシア語系住民だけでなくエストニア人以外の全てのエスニック集団を含むものである。本稿では基本的に「ロシア語系住民」を使用し、統計資料等で「非エストニア人」が使用されている場合にはそれに従った。なお、「～人」は国籍ではなく、帰属するエスニック集団を示すものとして使用した。

1999:10-11]。エストニア憲法では成員資格としての国籍はコタコンツス (kodakon-dsus) であり、市民権ということばは特に使われていない。市民権は、あえて訳せばコタニックウィクス (kodanikuõigus = rights of citizen) である。市民とそれ以外の権利を区別する場合には、「エストニア市民 (エースティ・コタニック Eesti kodanik) にはこれこれの権利がある」などと規定している。本稿ではコタコンツスの意味で「国籍」を用いる。

## 1. 「ゼロ・オプション」を拒否した二つの共和国

エストニアはソ連邦からの独立にあたり、国内居住者のうち希望者全員に国籍を付与するいわゆる「ゼロ・オプション」を採用せず、ソ連軍の本格的進駐が始まった1940年6月17日の時点での国民およびその直系子孫にのみ自動的に国籍を付与するとした。繰り返しになるが、旧ソ連諸国の中で同様の政策を採ったのはラトヴィアのみである。

そもそも両国がこのような政策を採った背景には、ソ連時代に被った民族構成の激変がある。両国の比較的高い生活水準に引きつけられ、また戦後復興と工業化に必要なとされた労働力として、ソ連邦各地から多くの労働者が流入した。同時にエストニア人とラトヴィア人の低い出生率も災いした。1934年の国勢調査で全人口の90%程度を占めていたエストニア人の割合は、89年の調査では61.5%にまで減少した [小森 2002:36]。こうした民族構成の変化は、

ロシア化政策の推進と相まって、民族消滅に対する危機感をあおった。

他方、国籍法の採択・運用の背景に政治的動機がなかったとはいいいきれない。もともと独立回復以前から、国籍問題にかんしては二つの立場があった。人民戦線の主張する「ゼロ・オプション」と、民族派が要求する「併合前の原状復帰」である\*4。90年3月の選挙により政権の座についた前者は、91年1月、「ゼロ・オプション」の採用を相互に約束する二国間協定をロシア連邦と締結した。ところが、91年8月の独立回復後、人民戦線の一部が民族派との協力を踏み切ったため、いったん約束された「ゼロ・オプション」は反故にされ、民族派の主張が優勢になった。このときの決断にかんし、人民戦線を離脱して民族派と妥協したラウリスティンは、ロシア語系住民問題を犠牲にすることで、エストニア人有権者の団結を図ったと後に語っている [Lauristin 1997:102]。しかしむしろ、この場合のエストニア人有権者の団結とは、民族派とラウリスティンを筆頭とする人民戦線離脱派との団結だったのではないだろうか。ここには、政治エリート間の権力闘争という要素があったと考えられる。「ゼロ・オプション」を採用した場合、ロシア語系住民からも支持されていた人民戦線が政権につく確率が高かった。結局、92年の選挙では民族派が政権を握り、「ゼロ・オプション」はエストニアでは葬り去られたのである。

\* 4 人民戦線は1988年、ペレストロイカ推進を目的として共産党改革派によって結成され、ソ連邦中央政府との交渉を通じての漸進的独立路線を採った。この穏健路線に不満な民族派は、両大戦間期に存在した国家にのみ正統性を認めてその完全な回復を要求し、人民戦線と対立した。

## 2. 「ネイションフード」の変化とその背景

独立回復前後から1997年ごろまでのエストニアの国民国家形成は、以上のように第二次大戦前の「ネイション」の継承を目的としていた。このため、戦後流入してきたロシア語系住民に対しては、国外退去が期待された。93年の外国人法は、ロシア語系住民の国外退去促進を目的としていたといわれてよい [Kask 1994: 388]。エストニア政府の説明では、1940年以前のエストニアにはロシア人やドイツ人、ユダヤ人なども居住していたのであるから、同国の国籍政策は民族差別を意図していないとされる。しかし、第二次大戦前には、前述のように人口の約90%はエストニア人によって占められていた。すなわち、実際にはこのような戦前の民族構成の回復を狙ったものと見なしてよいだろう。この時期のエストニア政府の「ネイションフード」戦略は、リンズとステパンが示した国家建設戦略類型の排他的モデルに分類される [Linz 1996: 430-433]。

98年以前には大きな変化はなかったが、微調整は行われている。95年の国籍法改正で居住要件が2年から5年に延びた。大半のロシア語系住民がこの要件を満たしているものの、ロシア連邦政府やロシア語系政治家はこの点を批判した。しかしこの改正での主眼は別のところにあったと考えられる。エストニア政府によれば、居住要件の延長は他の欧州諸国と横並びにすることを目的とした措置であった。他方、この改正で、民族的エストニア人（19世紀にシベリアなどに移住した人々の子孫など）にもそれまで免除されていたエストニア語の能力試

験が課されるようになった。これらの民族のエストニア人の中には、少数ではあるがすでに日常生活をエストニア語で営めないほど言語的にロシア化してしまった人々がいたのである。ここに民族に基づく「ネイションフード」から言語に基づく「ネイションフード」に比重が移りつつあった変化の兆しが見てとれる。

97年の外国人法改正についてはここでは詳しくは述べないが、政府は95年7月までに居住登録をしたロシア語系住民に永住資格を認めた。これもまた政策変換の兆しであった。この法改正の理由のひとつとして、当初の期待に反して大半のロシア語系住民がエストニアにとどまることを選んだため、居住許可の発給業務に支障が生じていたことが考えられる。いまひとつの理由は、不法滞在者に居住申請を促すインセンティブとすることにあった。国籍法や外国人法によってロシア語系住民の国外退去を狙ったはずが、実際には不法滞在者を増やすだけの結果となっていた。90年代半ばのエストニアには5万から7万5千人の不法滞在者が存在したと推定される [Poleshchuk 2001: 38]。彼らは国外退去になることを恐れ、外国人法が規定した期限までに居住許可を申請しなかったか、あるいは書類の不備などから申請が認められなかった人々である。

## 3. 「言語的ネイションフード」へ

大きな転換点となったのは1998年の国籍法改正と社会統合プログラムの策定である。これらは、少なくとも国家戦略上、エストニアの「ネイションフード」に変化が現れたことを示している。

国籍法は1998年12月に改正された。この改正により、92年2月26日以降にエストニアで生まれた15歳以下の子供（親がエストニアに5年以上居住する無国籍者の場合）は、親権者からの届出により国籍が付与されることになった。これは、1940年6月の時点でのネイションを継承した「ネイションブッド」の変化を意味する。こうしてエストニアはロシア語系住民の統合への第一歩を踏み出した。

ではこうした変化はなぜ可能になったのか。疑いなく、すでに述べたようなロシア語系住民の残留が第一の理由であろう。「母国」帰還を選んだロシア語系住民は予想に反して少数であったため、無国籍者およびロシア国籍者が社会の中で大きな比重を占め続けている状況が、国内のNGOや研究者ならびにOSCE（欧州安全保障協力機構）などから社会問題として指摘されるようになっていた。

第二にEUとの関係について述べなければならぬ。エストニアは95年11月、EUへの加盟申請を行った。しかしEU加盟に本格的に取り組み始めたのは97年ごろであるという\*5。それまではNATO加盟の方が優先されていた。ところが96年末から98年はじめにかけてのアメリカ政府高官らの発言により、第一陣（99年）でのNATO加盟は難しいことが明らかになった [Lejins 1998: 9]。このためエストニアはEUに重点を移したのである。

欧州委員会は97年7月、EU拡大にかん

するいわゆる「意見」を発表した。これは同年12月のルクセンブルク理事会で加盟交渉開始を決定する候補国を提案するものであった。エストニアは提案された6カ国の中に入った。ただし、「ロシア語系無国籍者の社会統合促進を目的とした国籍取得加速化のための方策の必要性」[http://europa.eu.int/comm/enlargement/dwn/opinions/estonia/es-op-en.pdf] が指摘された。この「意見」にエストニア政府は、同年12月9日、国籍法改正案の承認をもって応えた。ルクセンブルク理事会（12月12、13日）の直前であった。理事会までに、指摘された問題の解消に着手することが肝要と考えられたのである\*6。理事会で加盟交渉開始が決定して目的を達したためか、同改正案の国会採択までにはその後1年を要した。国会内ならびに世論の反対が審議を長引かせた理由のひとつと考えられる。それに加え、ラトヴィアとロシアの関係が98年3月ごろから悪化し、OSCEやEUの注目がラトヴィアに集まっていたことも理由として考えられるだろう。ロシアとの関係改善と国際的孤立回避のため、ラトヴィアでも同様の国籍法改正案が準備された。しかし、エストニアよりも国会内の民族主義勢力が強いラトヴィアでは、改正は国民投票にまで発展し、結局98年10月に僅差で承認された。これに続いてエストニアの国籍法改正案は同年11月18日に第二読会を通過し、同12月8日に可決された\*7。

この98年の国籍法改正は15歳以下の子供

\* 5 筆者とのインタビューの中でイルヴェス元外相の発言（2002年9月20日）。

\* 6 国会議員の一人は「現在準備されている改正案はルクセンブルク理事会前に国会に提出されるか政府承認を得られれば、わが国にとって有益であろう」と述べている [Eesti Püevaleht, October 27, 1997]。

を対象としたものである。それより年長者に対しても適用される政策として、同年2月、「非エストニア人のエストニア社会への統合——エストニア国家統合政策の基本」[The Integration of Non-Estonian into Estonian Society: The Bases of Estonia's National Integration Policy]を政府は承認した。ここでは、無国籍者むけの国籍取得対策の必要性とともに、社会統合がロシア語系住民からの一方的な努力によるものではなく、エストニア人とロシア語系住民の相互理解によって達成されるものであることが強調されていた。国籍取得推進の方策としては、エストニア語教育(成人教育を含めた)の拡充が前面に押し出された。2000年3月にはこの「基本」に従って策定された国家プログラム「エストニアの社会統合2000-2007」[The State Programme "Integration in Estonian Society 2000-2007"] (以下、「統合プログラム」)が国会で承認され、様々なプログラム実施のための資金調達・分配を行う統合基金が設置された。このプログラムで注目すべきはエストニアにおける多文化主義の定義であろう。ここで多文化主義は、公的場面ではエストニア語を使用し、社会統合の核としてのエストニア語教育に力を入れるというエストニア語中心主義を基本としている。言語的少数者の母語や文化を保持する権利を保障しているが、具体的な措置については各種少数民族団体などの民間団体にゆだねられていると考えられる。ただし、教育については、2007/08年から国公立の中等学校

(10~12年生)の授業用語を全面的にエストニア語とすると定めていた初等・中等教育法が改正され、科目の6割のみをエストニア語で教授することになった。子供の言語能力や学力の観点からのこの改正にかんする賛否両論についてはここでは触れない。

この「統合プログラム」の内容から、エストニアの「ネイションフード」が民族から言語へと基盤を移していることがわかる。それは公的分野のみならず、私的分野においても労働環境や消費者保護を理由にエストニア語の使用を規定した99年2月の言語法改正にも表れている。この言語法改正の契機も98年の国籍法改正にあった。すなわち、この国籍法改正によりエストニア語能力試験を免除された国民が増加する可能性が生まれたため、言語法による規制を通じて社会のエストニア語環境を整えることが必要と考えられたのである。とはいえ、95年の言語法が不十分であることはそれ以前から指摘されており、国籍法の改正のみが理由であったというわけではない。この言語法改正はEUおよびOSCEの批判により、2000年初頭から長い改正過程に入ることになる。その過程については別論\*<sup>7</sup>で述べたので、ここでは詳細は省略するが、国籍法の改正同様、EU加盟が大きな圧力となったことは述べておく。このことは言語法改正が外務省の主導下で行われたことに端的に表れている。

他方、前述した不法滞在者の問題もこの時期に解決が図られた。政府は99年に外国人法を改正し、90年7月以前の恒常的住民

\* 7 当時のサクス・エストニア人口・民族問題担当相は、国籍法改正過程において外圧があった旨発言している [The Baltic Times, 1999/10/14-20, Vol. 4-179]。

\* 8 「EU加盟を目指すエストニアの言語法改正とその背景」『ことばと社会(別冊)』(近刊)。

に改めて居住許可のための登録を呼びかけた。その結果、不法滞在者の数は約5千～1万人まで減少したと推定される\*9。これら不法滞在者を除いた「外国人」\*10は住民全体の約20%を占めている。「外国人」はエストニア語を習得しない限り、ネイションからは排除される。その一方、後述するように、「外国人」の権利はEUとの交渉の中で徐々に拡大してきている。

## II. ロシア語系住民の法的地位と言語状況

上記のような制度の変遷の中で、ロシア語系住民の国籍状況はどのように変化したのであろうか。

最初に帰化による国籍取得の要件について整理しておこう。主たる要件は次の五つである。①居住（国籍申請前5年間+申請後1年間）、②エストニア語の能力、③憲法および国籍法にかんする知識、④恒常かつ合法的収入（年金、奨学金、生活保護などを含む）、⑤エストニア国家に忠実であること。

### 1. 国籍取得状況

それでは国籍取得の動向を見てみよう。グラフ1およびグラフ2は、現在の非エストニア人の法的地位と1992～2001年の国籍取得動向を示している。

グラフ2から明らかなように、1996年が国籍取得のピークであり、それ以降大きな増加は見られない。すなわち、90年代後半から積極策に転じた政府の対応と実際の取

得動向にはずれがある。

2002年現在、独立回復後に無国籍となった42万人のうち、約11万5千人がエストニア国籍を取得し、他方、約8万人がロシア国籍を取得した。無国籍者は約17万人である。地域別では図1が示しているように、首都のタリン市および北東部のナルヴァ市やシッラマエ市にロシア語系住民の集中が見られる。タリン市（約36.5%が非エストニア人）ではエストニア国籍は全体の約70%、ロシア国籍は約9%、無国籍者は約18%であり、国全体の割合にほぼ等しい。これに対しナルヴァ市では、36%がエストニア国籍、35%が無国籍、29%がロシア国籍となっており、エストニア国籍取得者が著しく少ない。

### 2. 言語と国籍

前述の五つの国籍取得要件のうち、言語要件は言語的ネイション形成の観点からきわめて重要である。92年当時の政府説明によれば、エストニア語を国籍取得の要件とする主眼は、エストニア語を学ぶインセンティブとすることにあつた。ソ連時代、ロシア語系住民には現地語であるエストニア語を習得する必要はなく、逆にエストニア人にとってはロシア語が小学校から必修科目とされていた。このため、独立回復時にエストニア語能力を有していたロシア語系住民は20%以下であった。話者人口がわずかに100万人強であり、国外では機能的価値が全くといっていいほどないエストニア語を、話者数のはるかに多いロシア語話者で

\* 9 政府推定。人権法律情報センターのセミョーノフ氏は不法滞在者数を約8万人としており、両者の数字には開きがある。

\* 10 1990年7月以前からの居住者で無国籍者およびロシア国籍者をさす。



あるロシア語系住民に学ばせるためには、なんらかの強制力が必要であると考えられたのである。

しかし他方において、ようやく1997、98年ごろになって政府はエストニア語教育の拡充に本腰を入れ始めたという事実がある。財政的制約もあったと考えられるが、前述の外国人法がロシア語系住民の「母国」帰還を暗黙裡に目的としていたように、厳しい言語要件も同様の目的を持つものであったという見方もできる。

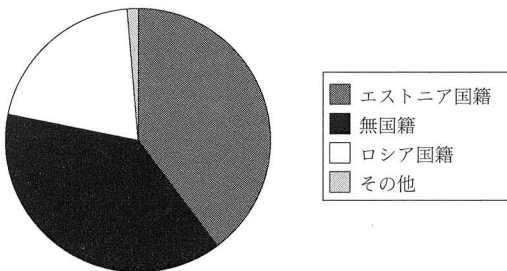
では、このような国籍政策はエストニア語の習得に有効だったのであろうか。とりわけ90年代後半の「言語的ネイションフッド」に基づく国籍政策では、それが政府の国家建設戦略の成否を判断する基準になる。

表1はロシア語系住民のエストニア語能力を国籍別に示したものである〔以下、数字は Integrating Monitoring 2000〕。エストニア国籍保有者のエストニア語能力は無国籍者およびロシア国籍者と比べて圧倒的に高い。これは、エストニア語能力が国籍取得の要件であることから当然の結果である。しかしそれに加え、エストニア国籍保有者では1997年から2000年の間に能力の向上が見られる。一方、調査はロシア国籍者のエ

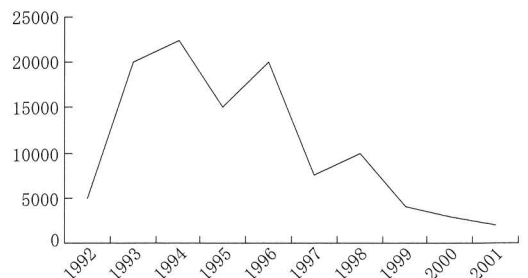
ストニア語能力が同じ3年間に低下していることを示している。これはロシア国籍保有者の60%が年金生活者、すなわち高齢者であることと無関係ではないだろう〔Pavelson 2002: 97〕。また、ロシア国籍保有者の多くがエストニア北東部に居住していることも理由のひとつと考えられる。北東部ではエストニア人の割合が極端に少ないため、エストニア語の使用機会が限られている。タリンに居住する無国籍者ないしロシア国籍者のうち、48%はエストニア語による意思伝達が可能と答えているのに対し、不可能と答えたのは16%であった。北東部のナルヴァでは状況が完全に逆転し、66%が意思の伝達が不可能であると回答したのに対し、13%が可能と答えている〔Integrating Monitoring 2000〕。

無国籍者にかんしては、コミュニケーション能力において若干の向上が見られるほか、読解力では顕著な向上が見られた（「良い」と回答した割合は97年の7%から25%に増加）。ロシア国籍者と無国籍者との間の差は、日常生活や就職のためか、あるいは国籍取得のためかは別として、後者がエストニア語能力の必要性を認識していることを示唆していると考えられる。無国籍

グラフ1 非エストニア人の法的地位



出典：エストニア統計局(2000)



グラフ2 帰化による国籍取得者数の推移 出典：国籍・移民局

者のうち独立回復後にエストニア語能力の改善のために努力していないと答えているのは49%である。他方、29%は独学で、21%は語学講座に学んでいると答えている。このように無国籍者の約半数がエストニア語を学習しているのに対し、ロシア国籍者の場合には、独学と語学講座をあわせても28%であり、全く何もしていない者は69%であった。また、エストニア国籍保有者のうち学習者の割合は58%である。つまり、国籍取得後も過半数以上が学習を継続して

いることから、97年から2000年に見られたエストニア語能力の向上が学習と日々のコミュニケーションの結果であることが明らかである。なお、興味深いことに、エストニア国籍を有していながらエストニア語能力が十分でない者は24%であった。

エストニア国籍者のエストニア語力が「外国人」と比較して圧倒的に高く、さらに語学力が向上傾向にあることは、「言語的ネイションフード」は形成されている、あるいは少なくとも形成の方向に向かって

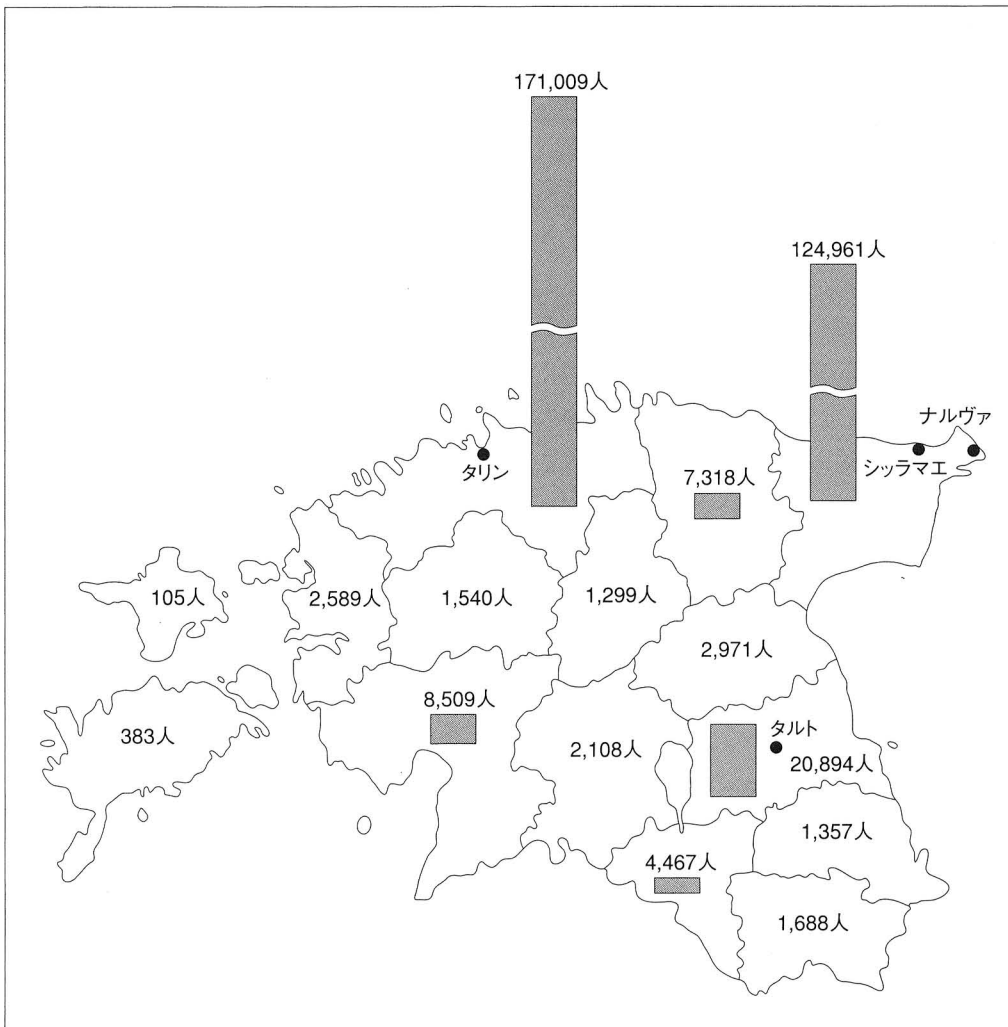


図1 ロシア人の県別居住人数(2000年の国勢調査をもとに筆者が作成)

いるといえる。しかしそれはネイションの外側に多くの「外国人」を取り残した形で進んでいる。この状況は次章で述べるように経済状況にも表れている。

### III. 国籍と経済状態

外国人および無国籍者には公職就任権がないが、民間企業では国籍の有無は法的には意味を持たない。法的権利上の差は小さいといえるだろう。しかしながら、エストニア人と比較してロシア語系住民の経済状況が悪いことは数字に表れている。

#### 1. 所得

Fafo の調査によれば、ロシア人と他のエスニック・グループを比べた場合、ロシア人の所得は15%少ない。また、国籍の有無ではエストニア国籍非保有者の所得は同保有者の所得より19%少ない [Aasland 2000: 18]。この所得差の原因は国籍の有無にあるのか、それとも民族的差別にあるのか、地域性などを考慮に入れて検討してみよう。

民族・国籍別の所得状況を表2および表3に示した。表3はエストニア国籍保有者と同非保有者との間で97年から2000年にかけて所得差が拡大したことを示している。これに対し、エストニア人と非エストニア

人国籍保有者との間の差は小さい。注目すべきはロシア国籍者および無国籍者の2000年の所得が減少している点である。97年の消費者物価を100とすると2000年は119.14 [統計局] であり、平均賃金の上昇もあったことを考慮すると、実質的な減少幅はより大きかったことになる。国籍取得動向を見ると、94年から97年に比べて、97年から2000年の方が国籍取得者数の増加は少ない（それぞれ約6万2千人と約2万2500人）。国籍非保有者のうち比較的高所得である者が国籍を取得したと仮定しても、94年から97年にかけては全般的な所得の増加が見られる。ところが97年から2000年では無国籍者とロシア国籍者の所得が低下しており、エストニア国籍保有者と同非保有者との間の経済的格差の拡大を示していると考えられる。さらに、高所得者層を見ると、無国籍者およびロシア国籍者の割合はエストニア国籍保有者の半分にも満たない。これを政治・経済エリート「エストニア人」化と見る報告がある [Semjonov 2002]。

ロシア語系住民が低所得である原因は、ソ連時代から続いている彼らの職業選択傾向にもある。ソ連時代のロシア語系移民の大半は単純労働者であった。また、ソ連時代、ロシア語系住民とエストニア人では従事する職業分野に次のような違いが存在し

表1 ロシア語系住民のエストニア語能力

エストニア語による コミュニケーション能力	エストニア 国籍		ロシア国籍		無国籍	
	2000	1997	2000	1997	2000	1997年
良い	39	38	6	5	4	5%
まあまあ	33	24	10	18	25	18
ほんの少し	18	23	34	37	37	40
皆無	10	15	50	40	34	37

出典：Integrating Monitoring 2000

た。郵便・通信、鉄道、港湾関係はロシア語系住民が独占していたのに対し、エストニア人では教育・研究職のほか、農業に従事する割合が多かった。企業タイプ別では、ロシア語系住民は全ソ連邦を対象とした大企業に、エストニア人はエストニア共和国内を主な販売先とする中小企業に従事する傾向が見られた [Pavelson 2002: 91-93, 98; Aasland 2001: 1024]。このような「分業体制」も現在の所得動向に影響を与えていると考えられる。

居住地域もひとつの要素になっている。かつてはレニングラード（現サンクトペテルブルグ）やモスクワとの関係で、共和国の周辺に位置しながら全く地理上の不利を感じていなかったシッラマエ市やナルヴァ市が文字どおり周辺となり、発展から取り残された。地域別の平均給与がこのことを端的に示している。99年の平均給与は、シッラマエ市とナルヴァ市を含むイタ・ヴィル県ではタリン市の57%であった [Pavelson 2002: 99]。しかしながら、図2が示す

ように、ロシア語系住民が少ないエストニア南部の平均給与はイタ・ヴィル県よりさらに低いことも指摘する必要がある。すなわち都市部と農村部では農村部が、首都と地方では地方の所得の方がより少ない。

## 2. 失業率

失業率は、エストニア全体では13.6%、タリン市のあるハリユウ県では11.5%、イタ・ヴィル県では21.1%となっている(2000年) [統計局]。イタ・ヴィル県には前述のとおりかつて全ソ連邦を対象としていた大企業が多く、市場経済化の過程での失業者が多かった。とりわけモスクワやレニングラード向け輸出を行っていたシッラマエ市やナルヴァ市のエネルギー産業は打撃を受けた。新しい産業はソ連時代ほど労働力を必要としないため、雇用の創出が難しくなっている。国籍別では、99年第2四半期を見てみると、エストニア国籍非保有者では20.2%と非エストニア人全体の16.4%よりやや高かった [統計局]。

表2 民族・国籍別世帯一人あたりの所得

	1000kr以下	1000-3000kr	3000kr以上
エストニア人 (エストニア国籍)	24	60	16%
非エストニア人 (エストニア国籍)	14	72	14
非エストニア人 (無国籍)	31	63	6
非エストニア人 (ロシア国籍)	23	74	3

出典：Integrating Monitoring 2000

表3 民族・国籍別世帯一人あたりの所得 (単位：エストニア・クローン)

	1994	1997	2000年
エストニア人 (エストニア国籍)	844	1709	1967
非エストニア人 (エストニア国籍)	735	1778	2067
非エストニア人 (無国籍)	746	1615	1525
非エストニア人 (ロシア国籍)	957	1625	1512

出典：1994, 1997年；Survey on inter-ethnic problems, 1994, 1997  
2000年；Integrating Monitoring, 2000

居住地域に加え、エストニア語能力の有無が失業に及ぼす影響は大きい。エストニア語力のない者の失業率は21.4%であり、そのうち16~23歳では42.3%とほぼ倍であった [Lauristin 2002: 336]。ここからわかるように、言語能力の欠如が、とりわけ若者の就職にとって大きな障害となっている。「外国人」は法的には平等に扱われることになっているが、実際には言語能力により労働市場から排除される場合が多い。ここに国家の「言語的ネイションフッド」戦略の間接的影響が見られる。

以上から民族に基づく「隠れた差別」\*11とばかりはいえない諸条件によってもロシア語系住民の経済状況は影響を受けているといえる。しかしながら、言語能力や居住地域といった雇用に不利に作用する要因が多くのロシア語系住民にとって事実上所与

の条件であることは否定できない。

### 3. ロシア語系住民の階層化

ところがロシア語系住民の間にも経済格差があることは〈1. 所得〉のところで見たとおりである。ロシア語系住民の中の平均所得を下げているのは「外国人」であることは明らかであろう。国籍そのものが雇用の際のひとつの保証になっていることは確かであるが、むしろ国籍取得を支えている資本がここでは重要であると考えられる。

労働市場において必要なのは、求職者の社会資本（社会的ネットワーク）ならびに文化資本としての教育であるとの指摘がある [Pavelson 2002: 103, 107]。社会資本とはこの場合おもに人的ネットワークを意味している。2000年に見られるエストニア国籍保有者と同非保有者との間の所得格差に

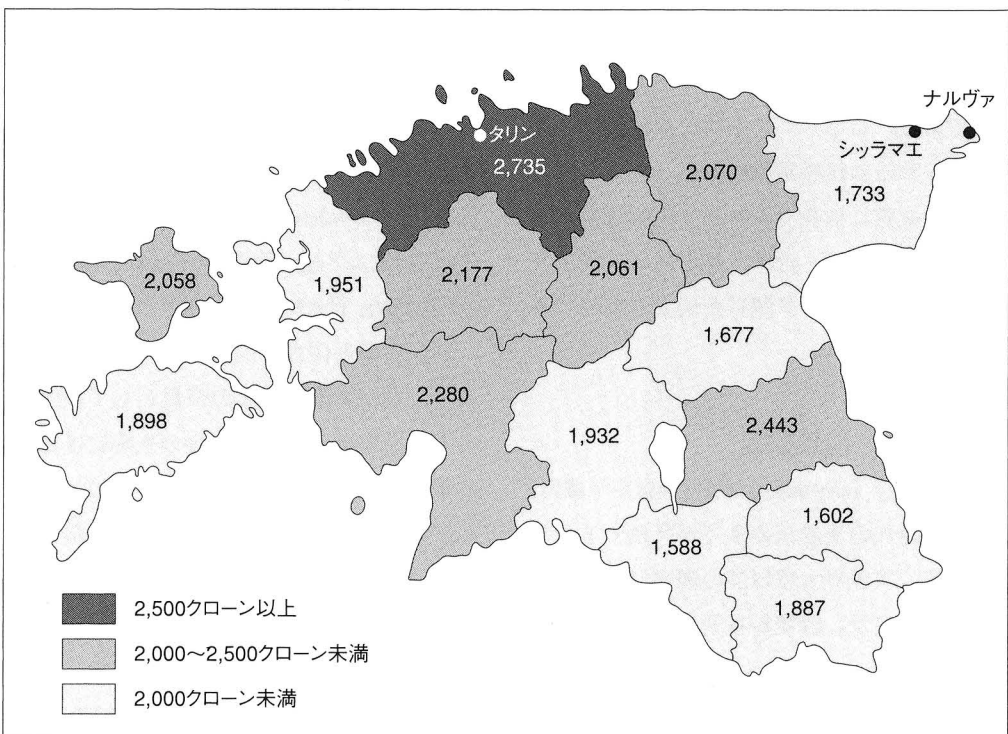


図2 県別の一人あたり平均収入 [税引後、1ヵ月分。2001年全国平均2,288クローン] (統計局資料より筆者が作成)

は、保有する社会資本ならびに語学力を含めた文化資本の差が表れているといえよう [Kruusvall 2002: 137]。国籍取得のピークである96年までに国籍を獲得したのは、すでに社会および文化資本を一定程度有していた層であり、さらに、国籍取得後その資本を増やしている層であるといえるだろう。こうした資本の差によりロシア語系住民の二極化が進行中である。

#### IV. 政党の「ネイションフード」戦略と有権者の支持動向

本章では現国会（2003年3月2日選出）に議席を有する主要6政党およびロシア語系政党1党を対象とし、各党の国籍政策に対する立場を紹介した後、政党に対する有権者の支持動向をこれまでの選挙結果をとおして概観する。90年代を通じて変化してきたエストニアの「ネイションフード」に対し、ロシア語系住民にはエストニア政府のナショナルな論理とは別の論理があるはずである。なお、エストニアの政党はこれまでおおむね民族別編制であったが、以前から中央党には多くのロシア語系党員が所属しているほか、近年、他のエストニア人政党に加わるロシア語系政治家も現れてきている。

##### 1. 各党の国籍政策

###### ①「祖国」Isamaaliit (101議席中7議席)

ソ連時代の異論派の多くが所属する政党で、第二次世界大戦以前の国家回復を強く主張していた。92年から94年まで政権の座

にあり、93年の外国人法などロシア語系住民を排除する政策をとった。98年の国籍法改正の際も強く反対した。現行国籍法・言語法の改正に反対している [http://www.isamaaliit.ee]。

###### ②穏健党 Rahvapartei Mõõdukad (同6議席)

92年から95年まで政権の座にあり、「祖国」と同様の政策を支持したが、戦略的な意味合いが強い。国籍法および言語法改正を主導したイルヴェス外相（当時）も同党の所属であり、「祖国」ほど強硬ではない。現行法の改正には反対している [http://www.moodukad.ee]。

###### ③中央党 Keskerakond (同28議席)

人民戦線指導者サヴィサールを党首とし、ソ連時代の住民を基盤とした国家建設と、国籍政策ではいわゆる「ゼロ・オプション」を支持していた。現在は国籍取得基準の緩和と、国公立中等学校で2007年以降もロシア語を授業用語としていくことを提案している。ロシア語系住民の言語・文化的特性の保持を認める必要を主張する [http://www.keskerakond.ee]。

###### ④エストニア統一国民党 Eesti Ühendatud Rahva Partei (現有議席なし)

ロシア語系住民を支持基盤とする政党であり、ロシア語系住民の市民としての権利の平等を求める。この場合の平等には言語的権利も含まれるが、国語としてのエストニア語の地位は認めている。授業用語のエストニア語化には反対の立場をとり、「言語的ネイションフード」は認めていないと

\* 11 表向きは言語能力や学歴などの要因を理由としながら、実際には民族感情に起因する差別が行われている可能性を指摘する研究者は多い。

いえるだろう。国籍政策については、市民社会の形成を現在の国籍政策が阻害しているとし、ソ連時代の移民に対する帰化手続きなしの国籍付与、もしくは言語要件の緩和を掲げている [http://www.eurp.ee]。

⑤エストニア国民同盟 Eesti Rahvaliit (同13議席)

党の目標に「エストニア性」の強化と「エストニア・ネイション」の発展を掲げており、「ネイションフード」にかんしては「祖国」に一番近い立場をとっているといえる。ここでいう「エストニア性」とはエストニア語とエストニア文化である [http://www.erl.ee]。

⑥改革党 Reformerakond (同19議席)

現行法の改正には反対しているが、選挙戦略ともとれる [http://www.reform.ee]。

⑦共和国党 Res Publica (同28議席)

同党のプログラムは国籍問題を直接取り上げていないが、同党の初代党首であったターケペラは、「外国人」への国籍付与を視野に入れた国籍法改正の可能性について語っていた [Postimees, August 1, 2002]。しかしこれは地方選挙 (2002年10月実施) 戦略であった可能性があり、同党の立場は明確ではない。

1992～95年の国籍法および外国人法採択の時期に政権についていたのは、①「祖国」と②穏健党であり、95～99年の諸法改正の時期には、ここでは紹介しなかったが連合党が政権を率いた。同党は国籍政策についての態度を明らかにしていない。99年からは再び①、②が政権につき、⑥も連立に参加した。90年代半ばに「ネイションフード」にかんする国家戦略に変化が起きた

背景には、このような政権交代があった。しかし、政権交代は国民の間で民族問題に対する関心が相対的に低下したことを示しており、国民も「言語的ネイションフード」への移行を受け入れられる状態にあったということもできる。ところが、2003年の選挙では国籍法が再び争点のひとつとなった。中央党所属のロシア語系議員が国籍取得の緩和を提案しており、他の政党はこれに対して態度を表明する必要に迫られた。国籍法改正を取り上げるのは、とりわけ「外国人」が投票権を有する地方選挙においては票集めの戦略とも取られている。しかし、選挙戦略上であっても各党が国籍および言語政策に触れざるをえないということは、「言語的ネイションフード」は永続的なものではなく、今後に変化する可能性を含んでいることを示唆しているといえる。

## 2. 有権者の支持動向

次に、ロシア語系住民の政党支持動向を見ることにより、彼らの「ネイションフード」に対する見方を探る。ここではロシア語系諸政党間の立場の違いにも触れるため、現在は存在していない政党もあるが、上述の7政党以外の政党にも言及する。

独立回復後、無国籍となったロシア語系住民の政治参加問題にかんし議会では意見が分かれた。そのため、92年6月5日の時点までの国籍申請者に同年9月の国会選挙における投票権を特例として認めるか否かの決定は92年6月の国民投票にゆだねられたのである。結果は賛成46.1%、反対53%と僅差ではあったが、ソ連時代の移民に投票権は認められなかった。これが事実上、この時期の「ネイションフード」にかんす

るエストニア国民の考え方の表れと見ることが出来る。こうして92年の国会選挙では、ロシア語系住民は一人も選出されなかったのである。

これに対し、ロシア語系の政治家は政治参加を要求し、政府の国籍政策を批判した。この動きは北東部で激しく、ナルヴァ市とシッラマエ市では93年7月、地方自治権の大幅な拡大を求め、政府の反対にもかかわらず、住民投票を強行した。結果は自治権拡大への賛成が反対を上回ったが、国家裁判所（最高裁）の判断を受け入れ、両市はこの結果を政治的に利用することはなかった。

政治的に排除された状況は、ロシア語系住民の中に有権者が増え始めた90年代半ばから変化し始める<sup>\*12</sup>。

95年の選挙でロシア語系住民の利益を代表する選挙連合「我が家はエストニア」（以下 MKOE）は約3万票を獲得し、6議席を得た。続く99年の国会選挙では同じく3万票程を獲得したエストニア統一国民党（以下 EURP）が6議席を得ている。同党は MKOE の中心政党であったから、EURP に対するロシア語系有権者の支持は安定しているように見える。しかし、99年までにさらにエストニア市民が5万人増加していることを考えると、ロシア語系住民の中には EURP 以外の支持者も相当存在したといえる。

以上は、国籍取得者の傾向であるので、同非保有者の傾向を知るために、地方選挙についても見てみたい。というのは、エス

トニアでは当該地域に5年以上恒常的に居住する外国人に対し、投票権が認められているため、ロシア語系住民の大半にとっては地方選挙における意思表示が原則的に可能であるからである。地域的傾向もあると思うが、ここではタリン市を取り上げる。

93年の選挙では「ロシア民主連合」と「ロシア選挙リスト「レヴェリ」」が64議席中併せて27議席を獲得した。選挙連合名からこれらをロシア語系住民の利益代表政党の集まりと見なしてもよいだろう。両者の違いは、前者が現状を受け入れ、エストニア人社会への統合に肯定的であるのに対し、後者はロシア語の公用語化など91年以前の権利回復を主張している点に見られた。

96年にはそれぞれの主導的政党が単独で候補者を立てた。結果は、前者の中心である EURP が5議席、後者の「エストニアのロシア党」（以下 VEE）が11議席を獲得した。ここからタリン市のロシア語系住民には、わけてもエストニア国籍非保有者には、ロシア語系住民とエストニア人とを平等の市民とし、二つのエスニック集団が対等な地位にある「ネイションフッド」を求める傾向が相対的に強かったといえる。

99年の選挙では新たな勢力が現れた。EURP と VEE で結成した選挙連合「国民の選択」が9議席を獲得したのに対し、新勢力の「国民の信頼」が4議席を獲得したのである。後者の主張は次のようなものである。「政党は基本的には民族別編制ではなく、政策別に形成されるべきである。ただし、ロシア語系住民の過半数がエストニ

\*12 95～98年の国籍取得者約9万4千人（うち5万人がロシア語系住民の帰化による取得）のうち約33%がイタ・ヴィル県民、約32%がタリン市民 [Berg 1999: 68]。



ア国籍を持たない現状においては、いましばらく民族政党にも果たすべき役割がある」[*Postimees*, October 19, 1999]。「国民の信頼」の新しさは、民族別編制の政党対立を否定し、ロシア語系住民を排除したネイション形成を主張してきた政党「祖国」とも政策によっては協力が可能とした点にある。ロシア語系住民の権利拡大を、エストニア人政党との妥協の中から探っていくという戦略がここには見られる。

ところが、2002年10月の地方選挙において、EURP は得票数を大きく減らし、わずか3議席しか獲得できなかった。また「国民の信頼」から分離した「バルト・ロシア党」は議席を得られなかった。他の政党の得票数から推測すると、99年にロシア語系政党に投じた有権者の多くが中央党に投じたようである\*13。中央党はタリン市では96年以降常に第一党の座にあり、国会においても99年選挙で第一党になった。99年の国会選挙で EURP 以外にロシア語系住民からの多くの支持を得たのは中央党であったと考えられる。同党は2002年1月より改革党とともに政権を担った。こうした中央党の躍進は次に見るようなロシア語系住民の傾向と無関係ではない。

ひとつは、上述のような99年ごろから見られるロシア語系政治エリートの民族主義からの脱皮であり、いまひとつは社会の二極化である。二極化は、エストニア人の間でも市場経済化や自由化の結果として表れたが、ロシア語系住民の間では先述のように国籍や言語能力の差によっても進行して

いる。そもそも均質な集団ではなかったロシア語系住民の中で、経済改革の進展や国籍制度の確立によってますます多様化が進んでいるといえるだろう。こうした状況において、改革に取り残された社会の中下層の人々の多くが、民族に関係なく中央党を支持しているといえる。他方、いわゆる改革の勝者については、支持政党が固定していない。

「言語的ネイションフード」は諸政治勢力間の合意によって形成されたのではなく、政党間の力関係ならびに EU との交渉過程の中で生じてきたといえる。現在のエストニアでは「言語的ネイションフード」を核とし、その周辺を拡大された権利を有する「外国人」が取り囲む社会が形成されている。ところが、中央党が社会・経済状況を背景に勢力を伸張している現在、中央党のかつての主張に見られるような、1990年以前からの恒常的居住者を含めた「ネイションフード」に移行する可能性がある。無論、エストニアのように国会で小党が分立している状態においては、中央党が国会で過半数を獲得して単独政権を形成する可能性は低い。しかしながら、地方選挙におけるロシア語系住民の票が各党にとって重要性を一層増していることは、注目に値する。また、ロシア語系の政治家が中央党や改革党のような有力政党の中で「言語的ネイションフード」への異議を唱えることにより、なんらかの変化が起こる可能性も排除できない。

\*13 1999年の選挙と比較して EURP およびその他のロシア語系政党はあわせて2万9125票を失った計算になり、中央党は2万3094票を新たに獲得した [*Postimees*, October 23, 2002]。

## V. 「外国人」および少数民族の権利

最後に、「外国人」とエストニア語を母語としない少数民族の権利について順に紹介する。ネイションの形成過程で排除されながらも国内にとどまる「外国人」の権利は、西欧諸国の定住外国人の権利と比較可能であると考えられる。また少数民族の権利は、エストニアの「言語的ネイションフッド」が多文化主義をどの程度実現しているかの指標になるだろう。

### 1. 「外国人」の権利

国籍の有無が実生活に及ぼす影響については、市民権の持つ居住権、社会権、経済的権利、参政権の四つの要素〔近藤2002:27〕を分析するのが適当であろう。政治的および経済的権利についてはすでに見たとおりであるので、この二つについては法律の規定を紹介するにとどめる。

#### ①居住権

1990年7月1日以前にエストニアに入国し、それ以降恒常的にエストニアに居住する「外国人」については外国人法によって基本的に居住が保障されている。すなわち、ソ連時代の移民については居住権が保障されているとよい。居住許可の定期的な更新が要求され、この更新は行政裁量に左右されるが、97年の外国人法改正により、ロシア語系住民の多くは永住資格を得た。ただし、永住許可保有者でも183日以上国を離れる場合は、事前に登録を行わないと居住許可が無効になる。

配偶者および近親者の呼び寄せにかんする権利は、2002年6月の外国人法改正で拡大した。改正前は、永住者の家族であっても、移民割り当て\*14を超える場合には、居住許可の発給を受けられなかった。このため、別居を余儀なくされる家族や、違法滞在者をかかえる家族が存在した。しかし、この改正で5年以上恒常的にエストニアに居住する者ならびに永住者の配偶者と近親者には割り当てにかかわりなく居住許可が付与されることになった。2000年の段階で移民割り当ては居住許可の発給拒否の理由にはならないとの最高裁判決が出ており、また、同年4月の外国人法改正により妊婦(妊娠12週以上)や共通の子供(18歳以下)がいる場合には割り当ての超過分についても居住許可が発給されるようになっていたから、この権利拡大はその延長としてとらえられる。

エストニア政府が欧米諸国以外からの移民を制限したのは、ロシアをはじめとするCIS諸国からの家族呼び寄せはエストニアの民族構成におけるロシア語系住民の割合増加につながる恐れがあったからである。こうした事情を考えると、家族の呼び寄せにかんする「外国人」の権利拡大は、国籍法改正を除き、独立回復後最大の変化であったといえるだろう。

#### ②社会・文化権

教育・社会保障については、法律で特に定めていない場合は、エストニア市民と同等の権利が「外国人」にも保障されている。文化活動の自由も認められている。ただし、後述するように、少数民族文化自治法

\*14 外国人法は1年間の居住許可発行件数をエストニア国籍保有者の0.05%と定めている。

で認められた権利はエストニア市民以外には適用されない。

### ③経済的権利

憲法第29条は、エストニア市民同様外国人および無国籍者にも職業選択の自由を保障している。しかし、公職以外にも弁護士、公証人、大学の長など、国籍によって制限される職業がある。

動産、不動産の所有にかんしては、1993年まで外国人には土地の購入権がなかった。現在も国境付近については外国人による所有は認められていない。

### ④参政権

参政権は、地方選挙における投票権を除き、エストニア市民の排他的な権利である。また、国籍非保有者は政党を結成したり、政党に加入したりできない。

国籍の有無とは問題が少し異なるが、帰化により国籍を取得した者は大統領になることはできない。

以上のように、各種権利は国籍の有無だけでなく、永住者と短期滞在者という居住期間によっても異なる。換言すれば、権利の主体にかんし、エストニア市民、永住者、短期滞在者、不法滞在者の四つのカテゴリーがある<sup>\*15</sup>。居住権ならびに社会権にかんしては、永住者には相当程度認められている。とはいえ、独立回復当初からそれら全てが認められていたわけではない。EUとの加盟交渉の中で、永住者に有利な形で多くの改正が行われたのである。

## 2. 少数民族の権利

少数民族については、両大戦間期に機能

していた少数民族文化自治法が93年に復活した。同法は、国内に3000人以上の人口を有する少数民族集団に文化や教育などにかんして自治体としての権利を認めるものである。ただし、同法はエストニア市民でなければ適用されず、2003年1月現在、この法律の適用を受けている少数民族集団は存在しない。

エストニア語以外を母語とする少数言語話者に対しては、憲法および言語法により、次の権利が認められている。ある地方自治体内において、当該少数言語を母語とする恒常的居住者が、自治体住民の過半数以上を占める場合には、政府承認を得た上で、自治体内の行政機関や議会において当該少数言語を使用できる。この条件にあてはまるナルヴァ市はロシア語の使用を申請したが却下された。その理由は、現状においてロシア語の使用を認めることはナルヴァ市の単一言語化につながるというものである。ここから、少数言語の使用はエストニア語環境がすでに整っているところに認められると考えることができる。

このように、少数民族は法的には言語・文化的権利を享受しているが、実効上はかなり制約があり、いまだ現実には機能していない。

## VI. むすびにかえて

ヨーロッパにおいては国籍を持つ実際の力が減少してきている。国籍が福祉国家の成員としての地位を保障し、排他的に政治的権利、社会的権利、市民的権利を認めていた時代はヨーロッパにおいては過去のも

\*15 不法滞在者を除き、納税などの住民の義務が発生する。ただし、兵役は国民のみ。

のとなりつつある。そうであるならば、移民にとって移住先の国籍を取るメリットは少ない。入国・滞在の自由の点では差が残るものの、永住者にとってはこれも大きなデメリットにはなりえないだろう。

一方、移民受け入れ国の側に依然として「ネイションフッド」に基づく国籍を重視する議論があることは最初に述べたとおりである。外国人による国籍取得は国家への忠誠の証と見なされる一方、国籍を与えないことによる排除も可能である。国籍付与の条件として重視される国語能力は公共空間創出、あるいは市民社会への参加手段であるとも考えられ、まさにそのために不可欠である。換言すれば、国家・社会への自発的な統合・参加が国籍の対価として求められている。

エストニアの状況は基本的に以上のようなヨーロッパの状況に近づいている。国籍の有無は政治的側面を除き、法律の上では違いを生み出す主要因になっていない。こうした外国人の権利拡大は EU との交渉の中で、その規範を受け入れた結果である。一方、国籍政策は一気にポストナショナルな論理だけによって規定されたわけではなく、内的・外的要因によって民族に基づく「ネイションフッド」から言語に基づく「ネイションフッド」への変化が見られた。しかしこの「ネイションフッド」に対する異議申し立ては断続的に行われており、今後も変化する可能性がある。

そのひとつの契機となりうるのはロシア語系住民が抱く不満である。「外国人」の権利が拡大したとはいえ、国籍保有者と同非保有者との間の経済的格差は拡大傾向にある。これは権利の差ではなく、社会・文

化資本の差によって生じていることは本稿で見たとおりであるが、「外国人」は国籍の有無と貧富の差との間に因果関係を見出し、国家から見捨てられているという不満を抱いている。「外国人」の権利が国籍非保有者にとって十分でないことは、次の調査結果に表れている。国籍取得を希望しなかったのは無国籍者の12%であるのに対し [Hallik 2002: 73], 80%近くが国籍取得を希望している。これらの人々は地理的・経済的、あるいは言語能力や教育などの理由により、エストニア人との人的ネットワークから切り離されているため社会への統合が容易ではない。そして国籍の持つ意味が軽くなったとはいえ、社会・文化・経済資本を有していない人々の場合、国家と個人との関係を保証する唯一の手段である国籍の持つ意味は大きい。さらに本稿では触れられなかったが、社会学的調査は国籍を取得したロシア語系住民の中にも社会における民族的差別の存在を指摘する意見があることを示している [Kruusvall 2002: 124]。

現在の国民国家体制においては、エストニアの「外国人」は変則的な存在である。この変則的な存在を、EU 内の労働移民や、あるいはエストニアに居住するEU 市民と同様に扱うならば、ロシア語系住民の不平等感はますます高まる可能性がある。他方、本稿では論じることができなかったが社会の二極化と一部の政治的右傾化はグローバル化の中でヨーロッパに共通する現象である。この特殊エストニア的な問題とヨーロッパに共通する課題はエストニアの「ネイションフッド」の変化を考察していく上で今後も重要な視点を提供していくであろう。

## 主要参考文献

梶田孝道

2001 「国際人権レジームのナショナルな基礎」『国際政治』128号。

小森宏美, 橋本伸也

2002 『バルト諸国の歴史と現在』東洋書店。

近藤敦 編

2002 『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店。

ハンマー, トーマス

1999 『永住市民と国民国家』近藤敦監訳 明石書店。

Aasland, Aadne &amp; Tone Flotten

2001 Ethnicity and Social Exclusion in Estonia and Latvia, *Europe-Asia Studies*, Vol. 53, No. 7.

Aasland, Aadne &amp; Guri Tyldum

2000 *Better or Worse? Living Conditions Development in Estonia, Latvia and Lithuania 1994-1999*, Fafo, Norway.

Berg, Eiki

1999 Vene erakonnad 1999. aasta märtsivalimistel, *Riigikogu valimised 1999*, Tartu Ülikooli Kirjastus, Tartu.

Hallik, Klara

2002 Nationalising Politics and Integration Challenges. In Marju Lauristin & Mati Heidemets (eds.), *The Challenge of the Russian Minority*, Greif Ltd., Tartu.

Kask, Peet

1994 National Radicalization in Estonia: Legislation on Citizenship and Related Issues, *Nationalities Papers*, Vol. 22, No. 2.

Kruusvall, Juri

2002 Social Perception and Individual Resources of the Integration Process. In Marju Lauristin & Mati Heidemets (eds.), *The Challenge of the Russian Minority*, Greif Ltd., Tartu.

Lauristin, Marju &amp; Peeter Vihalemm

1997 *Return to the Western World*, Tartu University Press, Tartu.

Lejins, Atis

1998 The “Two Enlargement” and Baltic Security, *Humanities and Social Sciences Latvia*, 2(19)/3(20), University of Latvia, Riga.

Linz, Juan &amp; Alfred Stepan

1996 *Problems of Democratic Transition and Consolidation; Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*. The Johns Hopkins University Press, Baltimore & London.

Pavelson, Marje &amp; Mai Luuk

2002 Non-Estonian on the Labour Market. In Marju Lauristin & Mati Heidemets (eds.), *The Challenge of the Russian Minority*, Greif Ltd., Tartu.

Poleshchuk, Vadim

2001 *Advice Not Welcomed: Recommendations of OSCE High Commissioner to Estonia and Latvia and the responses*, Munster.

Semjonov, Aleksei

2002 *Integratsioon Tallinnas 2001*, Legal Information Center for Human Rights, Tallinn.2002 Estonia; Nation-Building and Integration-Political and Legal Aspects. In Pål Kostø (ed.), *Nation-Building-Integration and Ethnic Conflict in Estonia and Moldova*. Rowman and Littlefield, USA.

Smith, Graham

1996 *The Nationalities Question in the Post-Soviet States*. 2nd edition. Longman, London &

New York.

【新聞】

- 2002 Keskerakond löi Tallinnas hääled vene parteidelt üle, *Postimees* (October 23).  
Sildam, Toomas
- 2002 Lauristin : lojaalsetele muulastele tuleb Eesti ühiskond avada, *Postimees* (September 17).  
Taagepera, Rein
- 2002 Halb nullvariant, *Postimees* (August 1).  
Ivanov, Sergei
- 1999 Muutunud tegelikkus: Rahva Usaldus tahab olla võrdvaarne partner, *Postimees* (October 19).  
Parmas, Ain
- 1997 20,000 uut kodanikku aitavad Eesti euroliitu, *Eesti Päevaleht* (October 27).
- 【CD-ROM】
- Minister Katrin Saks Buroo  
2000 Integrating Estonia
- 【オンライン文献】
- 2001年国勢調査  
<http://gatekeeper.stat.ee:8000/px-web.2001/Database/Rahvaloendus/Rahvaloendus.asp>
- Non-Estonians in Figures2  
[http://www.lichr.ee/eng/researchers.analysis/non-estonians in figures2.htm](http://www.lichr.ee/eng/researchers.analysis/non-estonians%20in%20figures2.htm)
- Riigi Teataja  
<http://www.riigiteataja.ee>
- 選挙委員会  
<http://www.vvk.ee>